



国際ロータリー各地区ガバナーの皆様へ
ロータリー地区・クラブ青少年奉仕活動中の
賠償責任保険のご案内

Rotaract



Interact



Rotary



RYLA

Rotary
RIJYEM



rotary
youth
exchange

一般社団法人 国際ロータリーロジスティクス日本青少年交換多地区合同機構

地区ガバナーはじめロータリー活動に携わるクラブ・地区リーダーの皆様におかれましては、主催するイベント・青少年プログラム等において細心の注意を払って運営・参加されていることと拝察いたします。しかしながら、賠償責任を問われかねない事故は絶対に起こらないとは言えません。

万が一の事故に備え、

安心してロータリー活動を行うための賠償責任保険

をご案内いたします。

1. 補償内容の概要

(1) 一般的な賠償責任

施設管理の不備や仕事の遂行・イベント活動中のミスにより、保険期間中に日本国内で発生した偶然の事故に起因して、他人の身体を害したり他人の財物を損壊した場合に、被保険者が被害者から裁判上または裁判外の損害賠償の請求を受けたとき、保険契約で定められた保険金をお支払いします。

(2) セクハラ・人格権（※）の侵害に伴う賠償責任

被保険者又は被保険者以外の者が、保険期間中に日本国内で行った次に掲げる行為に起因する他人の自由、名誉もしくはプライバシーの侵害その他の精神的苦痛について、被保険者が被害者から裁判上または裁判外の損害賠償の請求を受けたとき、保険契約で定められた保険金をお支払いします。

① 不当な身体の拘束

② 口頭または文書もしくは図画等による表示

③ 性的な言動

④ 差別的な取扱いまたは不利益な取扱い

（※）肖像権も含みます。

(3) 管理财物の損壊に伴う賠償責任 【新設】

被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

(4) 被保険者間相互の事故に伴う賠償責任 【新設】

記名被保険者等相互間の賠償損害も補償の対象となります（交差責任補償）。

2. 保険の概要

(1) 保険契約者 一般社団法人国際ロータリー日本青少年交換多地区合同機構

(2) 加入者 各地区単位にて加入

一般社団法人国際ロータリー日本青少年交換多地区合同機構および当該法人の構成員

(3) 被保険者 加入地区のガバナー、加入地区内のロータリークラブ会長、ローターアクトクラブ会長
加入地区・クラブのインタークト委員、ローターアクト委員、RYLA委員、青少年活動委員、研修委委員

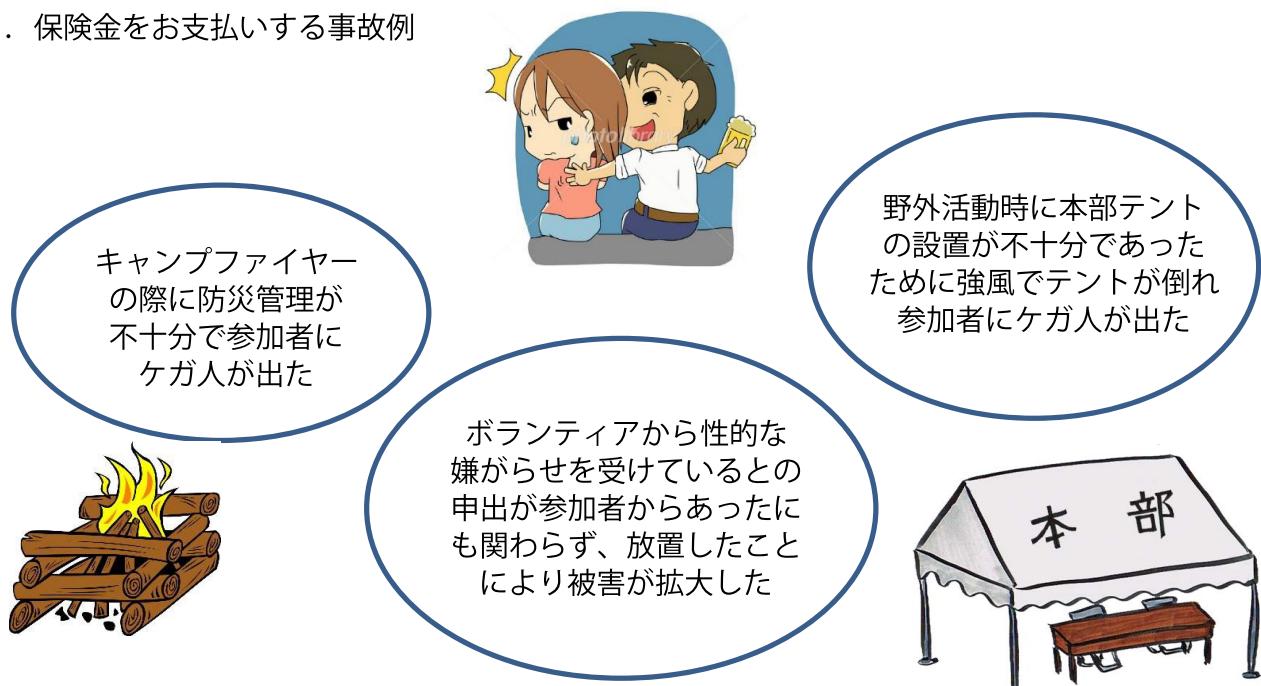
(4) 保険期間 2022年7月1日午後4時から1年間

(5) 保険の対象 ロータリー地区・クラブとしての青少年奉仕活動中に生じた事故に起因する賠償責任

(6) 支払限度額 身体財物共通 1事故1億円、期間中1億円 （免責金額0円）

(7) 年間保険料 (各地区ごとに) 2022年1月末会員数 × 70円

3. 保険金をお支払いする事故例



4. お支払の対象となる損害

損害の種類	内 容
① 損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費、慰謝料、逸失利益、修繕費等（遅延損害金を含みます。）
② 損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③ 権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④ 緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置（他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等）に要した費用
⑤ 協力費用	保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、保険会社へ協力するために要した費用
⑥ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用等

上記⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

$$\boxed{\text{お支払いする争訟費用の額}} = \boxed{\text{⑥争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{①損害賠償金の額}}}$$

なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に保険会社の同意を要しますので、必ずお問い合わせください。

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者と被害者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払った見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

5. 保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

- ① 保険契約者または被保険者（保険契約により補償を受けられる方。以下同様です。）の故意によって生じた損害
- ② 被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害
- ③ 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害
- ④ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動または騒擾、労働争議に起因する損害
- ⑥ 地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する損害
- ⑦ 液体、気体（煙、蒸気、じんあい等を含みます。）または固体の排出、流出または溢出に起因する損害賠償責任（ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。）
- ⑧ 石油物質の流失に起因する損害
- ⑨ 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害
- ⑩ 石綿等に起因する損害
- ⑪ 施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害
- ⑫ 航空機・昇降機・自動車、施設外における船舶または車両の所有、使用または管理に起因する損害
- ⑬ 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用・家事用器具からの蒸気・水の漏出、溢出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢出による財物の損害
- ⑭ 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ、施設外にある他の財物に起因する損害
- ⑮ 仕事の完成（仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをいいます。）または放棄の後に生じた仕事の結果に起因する損害
- ⑯ 医療行為、はり、きゅう、マッサージ、弁護士、公認会計士、税理士、建築士、司法書士、獣医師等の専門資格を要する業務に起因する損害
- ⑰ 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）による損害
- ⑱ 被保険者による採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為による損害
- ⑲ 最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その後継続または反復して行われた不当行為による損害
- ⑳ 不実であることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為による損害
- ㉑ 広告宣伝活動、放送活動または出版活動によって生じた損害

取扱保険会社

三井住友海上火災保険株式会社
東京南支店法人営業第二課
(所在地) 東京都中央区日本橋3-1-6
(TEL) 03-5299-7666
(FAX) 03-3278-3791

お問合せ先

取扱代理店 株式会社バリュー・エージェント (担当) 遠藤・山城
(所在地) 東京都千代田区内神田 1-10-1 平富ビル4階
(TEL) 03-3233-2700 (携帯) 070-2266-3016(遠藤)
(FAX) 03-3233-2704 (電子メール) riyem@vagt.jp
(ホームページ) http://www.value-agent.co.jp/

- ※ 弊社ではご提供頂きました個人情報は、各関連会社等の業務の遂行及びご連絡ご案内等の目的のために利用させて頂き、他の目的には利用いたしません。なお、必要な個人情報をご提供いただけない場合、お客様の求められるサービス・対応等を受けられない場合があります。予めご了承ください。
詳細につきましては弊社ホームページの「当社におけるお客さまの個人情報の取扱いについて」をご覧ください。
- ※ このご案内においては保険契約について概要のみ記載しています。詳しい条件等につきましては、パンフレット・約款をご覧いただきますようお願いいたします。